

令和8年度北本市国民健康保険税の税率等（案）について（諮問）

1 子ども・子育て支援納付金課税額（子ども分）にかかる税率等の設定について

国の「こども・子育て支援加速化プラン」を賄う安定財源の一つとする「子ども・子育て支援金制度」が創設され、令和8年度から各医療保険者が保険料（税）と合わせて被保険者から当該支援金を徴収することとなります。
本市国保においても、被保険者の方に対し、令和8年度から子ども・子育て支援金にかかる保険税を新たに課税・徴収し、納付金として国へ納めることから、この「子ども・子育て支援納付金課税額」にかかる税率等の設定が必要となります。

2 令和8年度北本市国民健康保険税の税率等（案）

区分	医療分 (据え置き)	後期支援分 (据え置き)	介護分 (据え置き)	子ども分 (R8新設)
所得割額	7.3%	2.8%	2.2%	0.26%
均等割額	38,900円	13,500円	16,100円	1,500円
18歳以上均等割額	-	-	-	100円
限度額	※予定 66万円	※予定 26万円	17万円	※未定 円

【参考】市町村標準保険税率（秋の試算）

区分	医療分	後期支援分	介護分	子ども分
所得割額	7.92%	2.79%	2.39%	0.26%
均等割額	48,137円	16,830円	16,944円	1,578円
18歳以上均等割額	-	-	-	105円
限度額	66万円	26万円	17万円	※未定 円

【ポイント】
①新設の「子ども分」の「均等割額」と「18歳以上均等割額」については、他の区分とのバランスを考慮し、100円単位で揃えるものとししました。（100円未満切捨）
②市町村標準保険税率と本市税率との差から生じる税収の不足見込みに対しては、国保財政調整基金を活用して賄うものとしします。

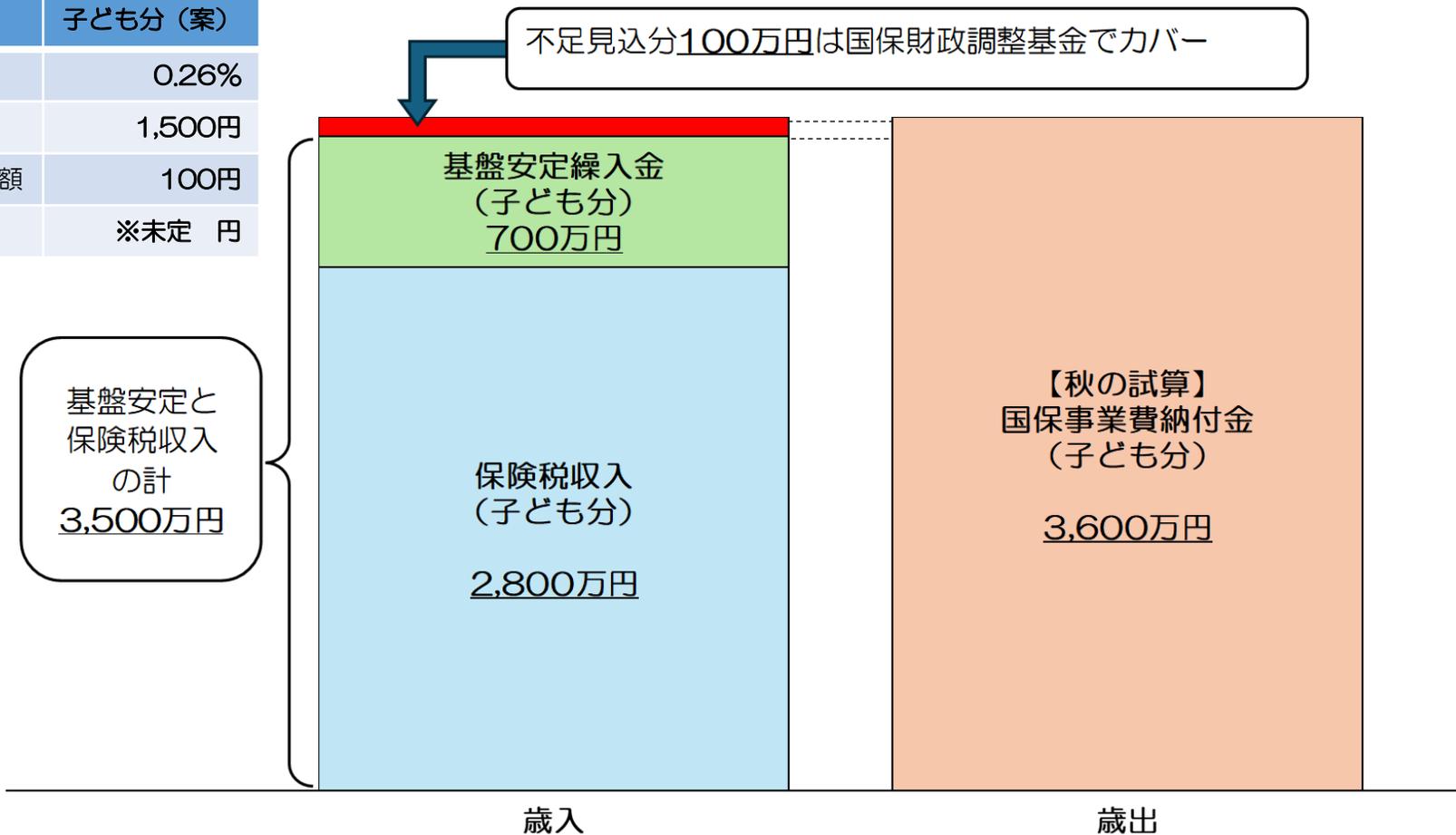
3 令和8年度保険税収入等と納付金との比較（見込）

【子ども・子育て支援納付金課税額（子ども分）】

※子ども・子育て支援納付金課税額の税率等の案により試算しています。

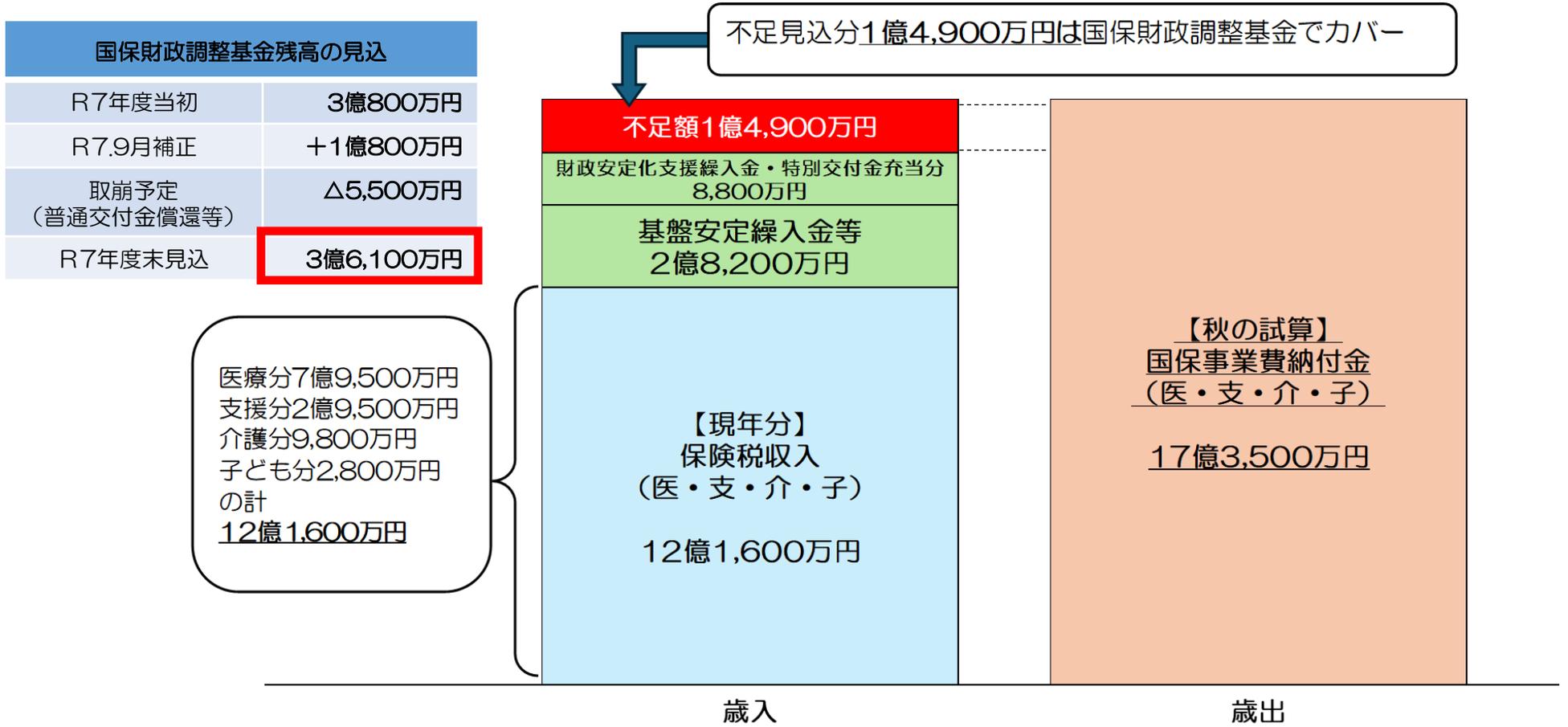
※本試算は11月時点のもので100万単位の概数による試算となります。

区分	子ども分（案）
所得割額	0.26%
均等割額	1,500円
18歳以上均等割額	100円
限度額	※未定 円



【参考】 令和8年度保険税収入等と納付金との比較（見込）
 【医療分・後期支援分・介護分・子ども分の計】

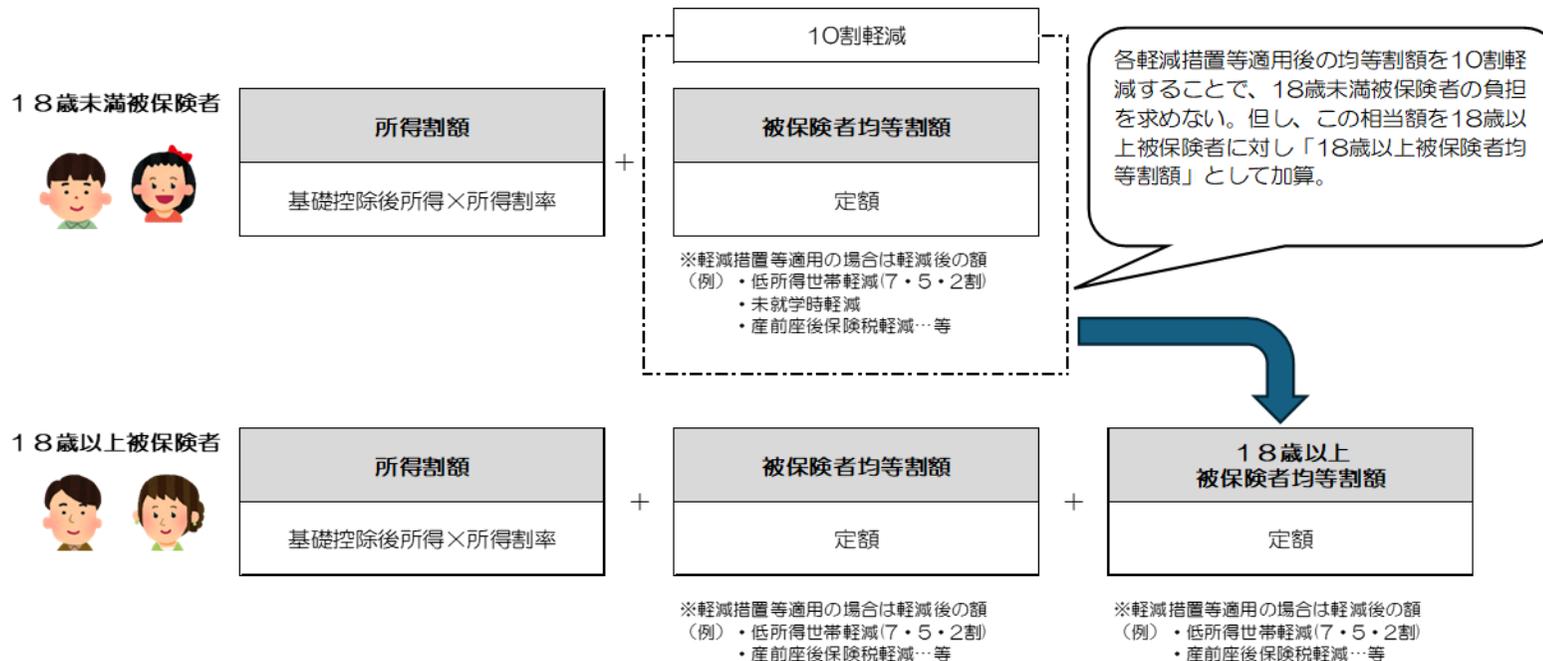
※本試算は11月時点のもので100万単位の概数による試算となります。



4 子ども・子育て支援納付金課税額（子ども分）の算定イメージ

本市国保は所得割額・均等割額の2方式による課税を行っているため、子ども・子育て支援納付金課税額についても所得割額・均等割額を課税するものとなります。

但し、当該支援金制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、18歳未満被保険者の均等割額は10割軽減となり、代わって18歳以上被保険者の方に対し、新たに「18歳以上被保険者均等割額」が課税となります。



5 保険税年額モデルケース（子ども・子育て支援納付金課税額（子ども分）の試算）

※医療分、後期支援分、介護分の税率等は、令和7年度と同じ内容で試算しています。

ケース① 1人世帯
世帯所得0円、7割軽減対象
40歳～64歳

	税額（年額）
医療分	11,600円
後期支援分	4,000円
介護分	4,800円
子ども分	400円
合計	20,800円



ケース② 1人世帯
世帯所得200万円、軽減なし
40歳～64歳

	税額（年額）
医療分	153,500円
後期支援分	57,400円
介護分	50,600円
子ども分	5,600円
合計	267,100円



ケース③ 2人世帯（夫婦）
世帯所得200万円、軽減なし
40歳～64歳

	税額（年額）
医療分	192,400円
後期支援分	70,900円
介護分	66,700円
子ども分	7,200円
合計	337,200円



ケース④ 2人世帯（ひとり親）
世帯所得200万円、軽減なし
母35歳、子12歳

	税額（年額）
医療分	192,400円
後期支援分	70,900円
介護分	-円
子ども分	5,600円
合計	268,900円



ケース⑤ 3人世帯（夫婦・子1人）
世帯所得300万円、軽減なし
夫・妻40歳～64歳
子16歳

	税額（年額）
医療分	304,300円
後期支援分	112,400円
介護分	88,700円
子ども分	9,800円
合計	515,200円



ケース⑥ 4人世帯（夫婦・子2人）
世帯所得300万円、軽減なし
夫・妻40歳～64歳
子19歳1人、16歳1人

	税額（年額）
医療分	343,200円
後期支援分	125,900円
介護分	88,700円
子ども分	10,000～ 11,400円
合計	567,800～ 569,200円



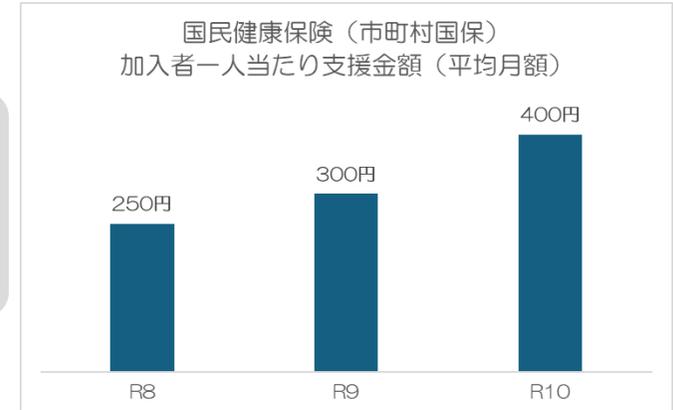
※子ども分の課税限度額は未定のため、R8年度の限度額を10,000円と仮定して算定しています。
※国の資料では、R10年度の国保の一人当たり支援金月額 of 最大値について、年収800万円の場合で1,100円と試算していることから、1,100円×12ヶ月＝13,200円を参考値とし、R8年度の限度額を10,000円と仮定しました。

6 その他（参考資料）

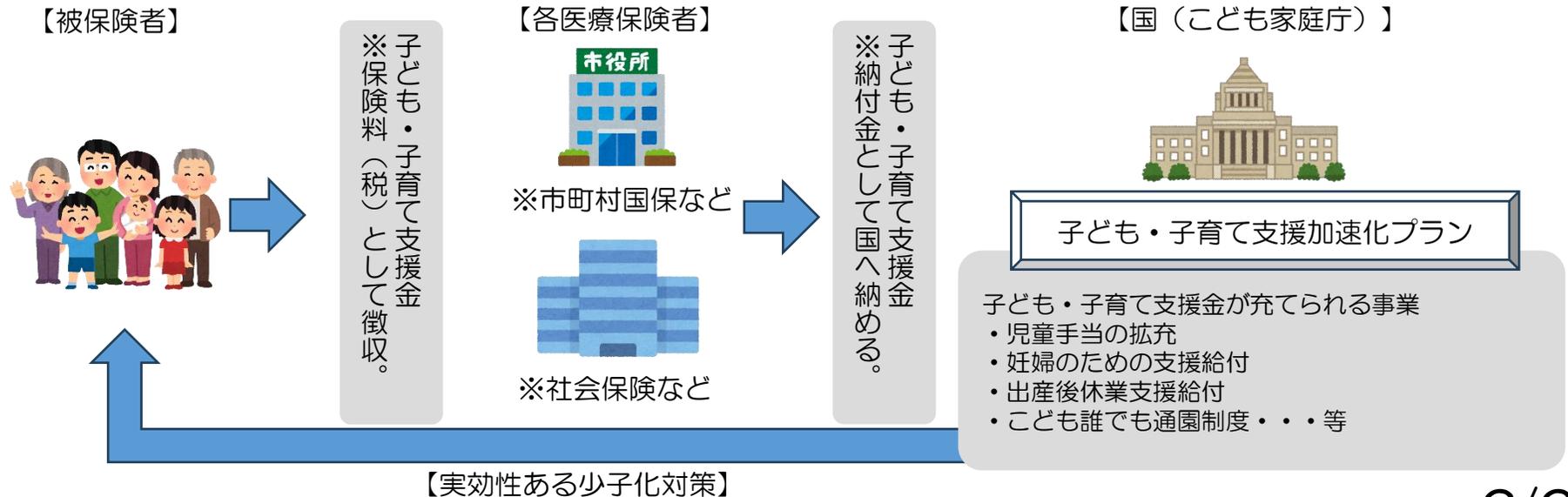
参考① 国民健康保険料（税）の負担額について（国試算）

子ども・子育て支援金の負担額について、国民健康保険における加入者一人当たり平均月額、

- ・令和8年度が250円（1世帯当たりでは350円）
 - ・令和9年度が300円（1世帯当たりでは450円）
 - ・令和10年度が400円（1世帯当たりでは600円）
- と国が試算しています。



参考② 子ども・子育て支援金制度のイメージ図



※経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高める。